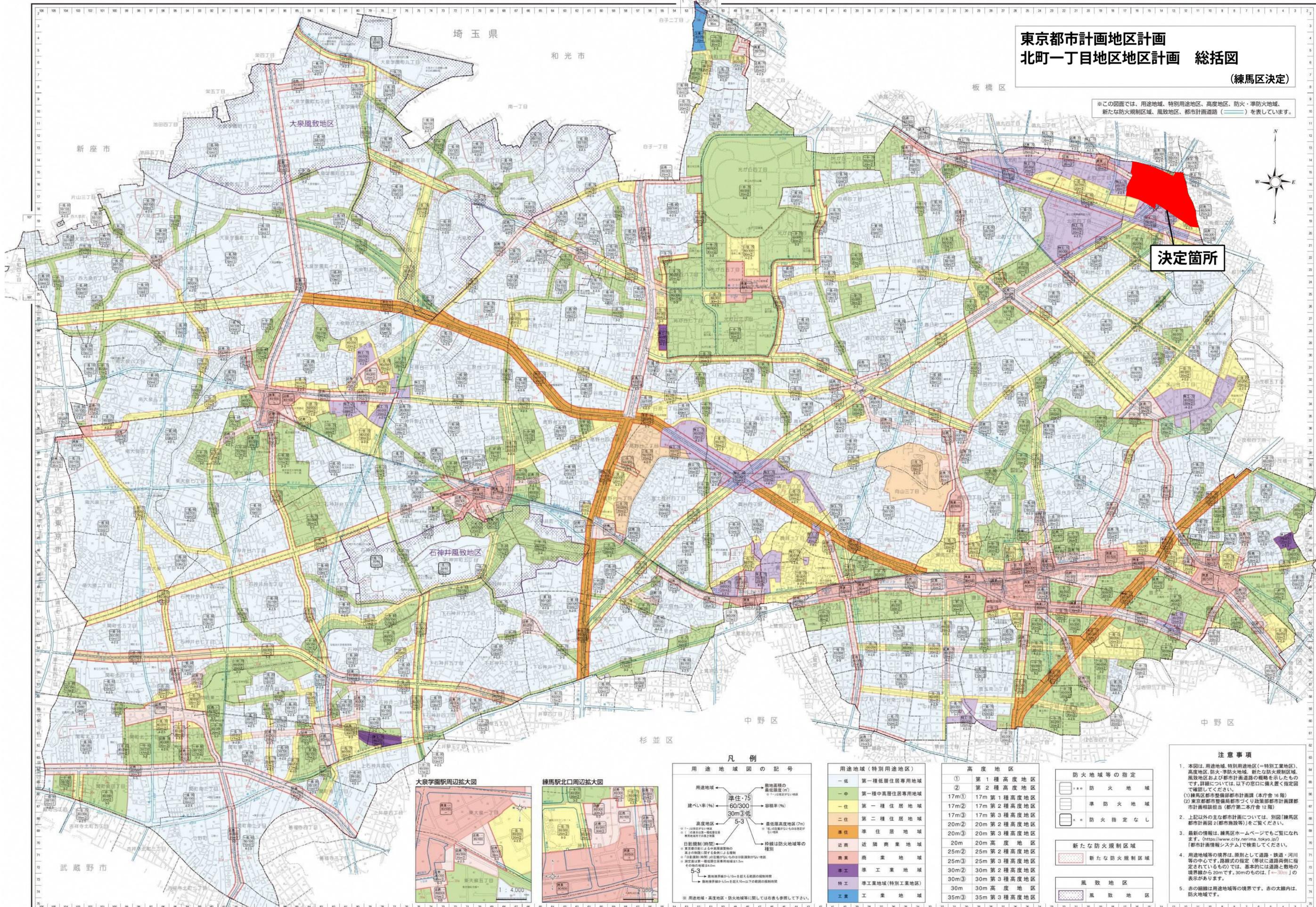


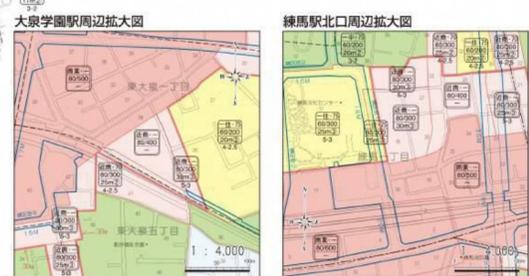
東京都市計画地区計画 北町一丁目地区地区計画 総括図

(練馬区決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、
新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路()を表現しています。



決定箇所



凡例

用途地域図の記号

用途地域 → 敷地面積の最高限度 (㎡)
建ぺい率 (%) → 容積率 (%)

高度地区 → 最低高度地区 (7m)
日影規制 (時間) → 特種防火地域等の種別

※用途地域・高度地区・防火地域等に關しては必ずしも参照して下さい。

用途地域 (特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m①	20m 第2種高度地区
20m②	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m①	25m 第2種高度地区
25m②	25m 第3種高度地区
30m①	30m 第2種高度地区
30m②	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m①	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定

■	防火地域
■	準防火地域
■	防火指定なし
■	新たな防火規制区域
■	新たな防火規制区域
■	風致地区
■	風致地区

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区 (= 特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へお問い合わせください。
(1) 練馬区都市整備部都市計画課 (本庁舎 16 階)
(2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画総務室 (都庁施設等) (都庁第二本庁舎 12 階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図 (都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。
(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
『都市計画情報システム』でも検索してください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線です。線幅の指定 (等式) に道路幅に指定されているものは、基本的には道路と敷地の境界線から 20m です。30m のものは、「= 30m」の表示があります。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。